○大阪市区役所附設会館条例

昭和40年４月20日

条例第50号

大阪市区役所附設会館条例を公布する。

大阪市区役所附設会館条例

（設置）

第１条　コミュニティ活動の振興及び市民の福祉の増進に資するため、本市に区役所附設会館（以下「会館」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表第１のとおりとする。

（目的）

第２条　会館は、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　会館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)　コミュニティづくりに関する普及啓発

(2)　コミュニティづくりに関する情報の収集及び提供

(3)　市民の集会その他各種行事の場の提供

(4)　その他市長が必要と認める事業

（休館日）

第４条　会館の休館日は、12月29日から翌年１月３日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、第15条の規定により別表第２に掲げる会館（以下「代行会館」という。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、代行会館について、その設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は代行会館の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

３　市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

４　第１項の規定にかかわらず、代行会館以外の会館については、時宜により休館日を変更し、又は臨時に休館することがある。

（供用時間）

第５条　会館の供用時間は、午前９時30分から午後９時30分までとする。

２　前条第２項及び第３項の規定は、代行会館の供用時間について準用する。この場合において、同条第２項中「前項」とあるのは「第５条第１項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第３項中「前項」とあるのは「第５条第２項の規定により読み替えられた第４条第２項」と読み替えるものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、代行会館以外の会館については、時宜により供用時間を変更することがある。

（使用の許可）

第６条　代行会館の施設を使用しようとする者は、市規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

２　指定管理者は、代行会館の施設を使用しようとする者が第10条の３第２項の規定による利用料金の支払の義務を負うときは、当該支払の事実を確認した上で前項の許可を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

（使用許可の制限）

第７条　次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代行会館の施設の使用を許可してはならない。

(1)　公安又は風俗を害するおそれがあるとき

(2)　建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき

(3)　管理上支障があるとき

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の利益になるとき

(5)　その他不適当と認めるとき

（使用許可の取消し等）

第８条　次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代行会館の施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は代行会館からの退館を命ずることができる。

(1)　偽りその他不正の手段により代行会館の施設の使用の許可を受けたとき

(2)　前条各号に定める事由が発生したとき

(3)　この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

（入館の制限）

第９条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行会館への入館を断り、又は代行会館から退館させることができる。

(1)　他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者

(2)　建物又は附属設備を損傷するおそれがある者

(3)　他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者

(4)　管理上必要な指示に従わない者

(5)　その他管理上支障があると認める者

（準用）

第10条　第６条から第８条までの規定は、代行会館以外の会館の施設について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第６条第２項中「第10条の３第２項」とあるのは「第11条」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「支払」とあるのは「納付」と、「前項」とあるのは「第10条第１項において読み替えて準用する前項」と、第８条第２号中「前条各号」とあるのは「第10条第１項において準用する前条各号」と読み替えるものとする。

２　前条の規定は、代行会館以外の会館について準用する。この場合において、同条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（意見の聴取）

第10条の２　指定管理者は、代行会館の施設の使用の許可に関し必要があると認めるときは、第７条第４号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

２　市長は、前項の規定による求めがあったときは、第７条第４号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

３　市長は、代行会館以外の会館の施設の使用の許可に関し必要があると認めるときは、前条第１項において準用する第７条第４号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

（利用料金）

第10条の３　市長は、指定管理者に、代行会館の施設のうち別表第３に掲げる施設（以下「代行施設」という。）及びその附属設備に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

２　代行施設を使用しようとする者（第６条第２項ただし書に規定する場合にあっては、代行施設の使用の許可（以下この条において「使用許可」という。）を受けた者（以下この条において「使用者」という。））は、市規則で定める日までに指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

３　代行施設の附属設備を使用しようとする者（第６条第２項ただし書に規定する場合にあっては、代行施設の附属設備を使用した者）は、市規則で定める日までに指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

４　利用料金の額は、別表第３に掲げる金額（代行施設の附属設備については、市規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

５　市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

６　別表第３の施設の種別の適用区分は、市規則で定める。

７　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

(1)　区役所の事務又は事業の用に供するとき

(2)　前号に掲げるもののほか、第２条の目的を達成するため、本市の事務又は事業の用に供するとき

(3)　区民の組織する団体その他市長がこれに相当すると認めるものが第２条の目的に即した使用をするとき

(4)　その他市長が特別の事由があると認めるとき

８　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1)　災害その他特別の事由により代行施設又はその附属設備を使用することができなくなったとき

(2)　使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき

(3)　使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る時間帯を当該時間帯に含まれる他の時間帯に変更することを申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき

(4)　利用料金を支払った者が使用許可を受けることができなかったとき

(5)　使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る代行施設の使用の態様の変更（入場料その他これに類する料金の徴収の有無又は別表第３備考第２項各号に掲げる区分を変更することをいう。）を申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき（変更後の利用料金の額が使用者が第２項の規定に基づき既に支払った当該使用許可に係る利用料金の額を下回る場合に限る。）

（使用料）

第11条　代行会館以外の会館の施設のうち、別表第４に掲げる施設（以下「直営施設」という。）を使用しようとする者（第６条第２項ただし書に規定する場合にあっては、直営施設の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。））は、同表に定める使用料を市規則で定める日までに納付しなければならない。

（附属設備の使用）

第12条　使用者は、直営施設の附属設備を使用することができる。

２　直営施設の附属設備を使用しようとする者（第６条第２項ただし書に規定する場合にあっては、直営施設の附属設備を使用した者）は、市規則で定める使用料を市規則で定める日までに納付しなければならない。

（使用料の減免）

第13条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1)　区役所の事務又は事業の用に供するとき

(2)　前号に掲げるもののほか、第２条の目的を達成するため、本市の事務又は事業の用に供するとき

(3)　区民の組織する団体その他市長がこれに相当すると認めるものが第２条の目的に即した使用をするとき

(4)　その他市長が特別の事由があると認めるとき

（使用料の還付）

第14条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(1)　災害その他特別の事由により直営施設又はその附属設備を使用することができなくなったとき

(2)　使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、市長がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき

(3)　使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る時間帯を当該時間帯に含まれる他の時間帯に変更することを申し出た場合において、市長が当該申出を承認したとき

(4)　使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき

(5)　使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る直営施設の使用の態様の変更（入場料その他これに類する料金の徴収の有無を変更することをいう。）を申し出た場合において、市長が当該申出を承認したとき（変更後の使用料の額が使用者が第11条の規定に基づき既に納付した当該使用許可に係る使用料の額を下回る場合に限る。）

（管理の代行）

第15条　代行会館の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

（指定申請の公告）

第16条　市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1)　代行会館の名称及び所在地

(2)　指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3)　指定管理者の指定を行おうとする期間

(4)　指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格

(5)　前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

（指定申請）

第17条　指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、代行会館の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

（欠格条項）

第18条　次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

(1)　破産者で復権を得ないもの

(2)　法第244条の２第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しないもの

(3)　その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア　第１号に該当する者

イ　禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ウ　公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

（指定管理予定者の選定）

第19条　市長は、第17条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

(1)　住民の平等な利用が確保されること

(2)　第２条の目的に照らし代行会館の効用を最大限に発揮するとともに、代行会館の管理経費の縮減が図られるものであること

(3)　代行会館の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること

(4)　前３号に掲げるもののほか、代行会館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

（指定管理者の指定等の公告）

第20条　市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の２第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は代行会館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（業務の範囲）

第21条　指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1)　代行会館に係る第３条各号に掲げる事業の実施に関すること

(2)　建物及び附属設備の維持保全に関すること

(3)　その他代行会館の管理に関すること

（施行の細目）

第22条　この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附　則　抄

１　この条例は、公布の日から施行する。

３　大阪市立文化会館条例（昭和26年大阪市条例第５号）は、廃止する。

４　市長は、令和５年４月１日から令和６年３月31日までの期間について大阪市立港区民センターの指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、大阪市立港区民センターの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

５　前項に規定する場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第４項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第５項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第２号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第４号中「前３号」とあるのは「附則第５項の規定により読み替えられた前３号」と、第20条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

附　則（昭和40年６月16日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和42年６月１日条例第32号、昭和42年９月25日施行、告示第338号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和43年６月６日条例第34号、昭和34年９月１日施行、告示第316号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和44年３月31日条例第８号、昭和44年６月１日施行、告示第206号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和44年７月14日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和45年３月２日条例第２号、昭和45年５月11日施行、告示第192号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和45年10月１日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和46年３月25日条例第９号、昭和46年７月６日施行、告示第260号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和46年10月１日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和47年３月16日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和47年10月２日条例第49号、第８条の改正規定、昭和47年11月２日施行、告示第66号、別表の改正規定、昭和47年12月18日施行、告示第695号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和48年３月10日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年５月29日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年10月１日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年12月10日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和49年３月30日条例第11号、別表に東淀川区民ホールの項、鶴見区民ホールの項及び住之江区民ホールの項を加える改正規定、昭和49年７月22日施行、告示第387号、別表に住吉区民ホールの項を加える規定、昭和49年10月１日施行、告示第488号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和49年４月１日条例第42号、昭和49年７月22日施行、告示第264号）抄

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和49年10月５日条例第66号、昭和49年12月14日施行、告示第625号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和50年３月19日条例第９号、第４条第１項を改正する規定、昭和50年４月１日施行、告示第205号の２、港近隣センターに関する改正規定、昭和50年５月10日施行、西区民センターに関する改正規定及び生野区民センターに関する改正規定、昭和50年６月１日施行、告示第269号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和50年９月１日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和50年10月20日条例第53号、昭和50年10月25日施行、告示第575号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和50年12月22日条例第60号）

この条例は、昭和51年２月２日から施行する。

附　則（昭和51年４月１日条例第30号、第４条の改正規定及び玉津会館に関する改正規定、昭和51年４月１日施行、告示第189号、東成会館に関する改正規定、昭和51年４月21日施行、告示第239号、今津会館に関する改正規定、昭和51年６月18日施行、告示第362号、鶴見会館に関する改正規定、昭51.9.1施行、告示第511号、西淀川区民ホールに関する改正規定、昭和51年10月１日施行、告示第579号、東住吉区民ホールに関する改正規定、昭和51年11月１日施行、告示第669号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和51年11月18日条例第88号、城東会館に関する改正規定、昭和51年11月18日施行、告示第719号、城東区民ホールに関する改正規定、昭和52年２月17日施行、浪速区民センターに関する改正規定、昭和52年３月１日施行、平野区民ホールに関する改正規定、昭和52年３月３日施行、告示第99号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和52年５月31日条例第35号、昭和52年10月１日施行、告示第675号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和53年４月１日条例第20号、昭和53年４月18日施行、告示第215号の２）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和53年９月27日条例第50号、北会館に関する改正規定、昭和53年12月６日施行、告示第789号、東住吉会館に関する改正規定、昭和53年12月19日施行、告示第850号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和53年11月22日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和55年３月１日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和55年５月24日条例第35号、昭和55年10月３日施行、告示第604号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和55年11月27日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和56年４月１日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和56年10月１日条例第75号、昭和56年11月10日施行、告示第654号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和56年12月10日条例第80号、昭和57年１月４日施行、告示第770号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和57年４月１日条例第17号、昭和57年４月１日施行、告示第187号）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、大阪市立鶴見区民ホール及び大阪市立鶴見会館に関する改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（昭和59年４月１日条例第18号、昭和59年７月20日施行、告示第419号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和59年12月７日条例第65号、昭和60年３月１日施行、告示第768号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和60年３月５日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和61年４月１日条例第25号、昭和61年５月１日施行、告示第302号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和62年３月18日条例第17号、大阪市立福島会館に関する改正規定、昭和62年４月20日施行、告示第278号、その他の改正規定、昭和62年５月26日施行、告示第347号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（昭和63年11月８日条例第56号）

この条例は、昭和64年２月13日から施行する。

附　則（平成元年４月１日条例第16号、平成元年９月17日施行、告示第600号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（平成４年４月１日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成６年４月１日条例第12号、大阪市立西淀川会館に関する改正規定、平成６年４月１日施行、告示第281号、大阪市立西淀川区民会館に関する改正規定、平成６年６月２日施行、告示第513号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（平成７年５月31日条例第49号、大阪市立平野東会館、大阪市立平野西会館及び大阪市立長吉会館に関する改正規定、平成７年７月１日施行、告示第470号、大阪市立平野区民センターに関する改正規定、平成７年８月29日施行、告示第580号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（平成９年４月１日条例第21号、大阪市立東淀川会館に関する改正規定、平成10年１月１日施行、大阪市立東淀川区民会館に関する改正規定、平成10年１月27日施行、告示第997号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（平成11年３月17日条例第15号、大阪市立生野会館に関する改正規定、平成11年10月１日施行、告示第536号、大阪市立清水会館に関る改正規定、平成12年１月１日施行、告示第814号、第４条第１項の改正規定並びに大阪市立旭区民ホール及び大阪市立旭区民センターに関する改正規定、平成12年１月15日施行、告示第24号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（平成13年４月１日条例第41号、平成14年１月17日施行、告示第1414号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（平成16年12月20日条例第64号、大阪市立今津会館に関する改正規定、平成17年３月16日施行、その他の改正規定（附則ただし書に規定する改正規定を除く。）、平成17年４月１日施行、告示第124号）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第14条の次に７条を加える改正規定（第16条から第18条まで及び第19条前段に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年３月２日条例第４号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年10月19日条例第141号、第11条及び第12条の改正規定、平成18年４月１日施行、告示第1213号、第11条、第12条、第16条及び第18条の改正規定を除くその他の改正規定、平成18年４月１日施行、告示第320号）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第16条及び第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年３月16日条例第50号、平成20年１月１日施行、告示第642号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附　則（平成19年５月30日条例第84号）抄

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年５月29日条例第65号、平成22年４月１日施行、告示第１号）

１　この条例の施行期日は、市長が定める。

２　市民交流センターに係るこの条例による改正後の大阪市コミュニティ振興施設条例（以下「改正後の条例」という。）第15条の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第15条から第19条まで及び第20条前段の規定の例により行うことができる。

附　則（平成21年９月18日条例第93号、別表第１及び別表第３の改正規定、平成23年１月１日施行、告示第148号の２）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第７条及び第８条第１号の改正規定、第10条の次に１条を加える改正規定並びに第11条第１項の改正規定　平成22年１月１日

(2)　別表第１及び別表第３の改正規定　市長が定める日

附　則（平成22年５月31日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年５月30日条例第40号、別表第１及び別表第３の改正規定、平成24年９月１日施行、告示第832号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。ただし、別表第１及び別表第３の改正規定の施行期日は、市長が定める。

附　則（平成24年８月28日条例第87号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年12月２日条例第132号）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の日前の期間に係る大阪市立市民交流センターなにわ、大阪市立市民交流センターよどがわ、大阪市立市民交流センターひがしよどがわ、大阪市立市民交流センターあさひ西、大阪市立市民交流センターあさひ東、大阪市立市民交流センターすみよし南、大阪市立市民交流センターすみよし北、大阪市立市民交流センターひがしすみよし、大阪市立市民交流センターひらの及び大阪市立市民交流センターにしなりの使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成26年１月15日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年３月17日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年５月28日条例第81号、別表第１及び別表第３の改正規定、平成28年４月１日施行、告示第1397号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第１及び別表第３の改正規定の施行期日は、市長が定める。

附　則（平成27年２月25日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年10月５日条例第94号、平成29年４月１日施行、告示第204号）

１　この条例の施行期日は、市長が定める。

２　この条例による改正後の大阪市区役所附設会館条例（以下「改正後の条例」という。）第６条第２項（改正後の条例第10条第１項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに改正後の条例第11条第１項、第12条及び第14条の規定は、改正後の条例第１条に規定する会館（以下「会館」という。）の施設の使用に係る申請がこの条例の施行の日以後に行われる場合について適用し、会館の施設の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。

附　則（平成31年３月14日条例第35号、平成31年４月１日施行、告示第476号）

（施行期日）

１　この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第１条中大阪市区役所附設会館条例附則第４項から第13項までを削る改正規定及び附則第３項の規定　公布の日

(2)　第２条及び次項の規定　平成33年４月１日

（経過措置）

２　第２条の規定による改正後の大阪市区役所附設会館条例（以下「改正後の条例」という。）第10条の３（第４項及び第５項を除く。）の規定は、改正後の条例第６条第１項に規定する施設（以下「施設」という。）の使用に係る申請が第２条の規定の施行の日以後に行われる場合について適用し、施設の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。

３　改正後の条例第10条の３第４項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第２条の規定の施行前においても、同項及び改正後の条例第10条の３第５項の規定の例により行うことができる。

附　則（令和４年９月30日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月17日条例第40号、令和６年４月１日施行、告示第355号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

別表第１（第１条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 大阪市立　北区民センター | 大阪市北区扇町2丁目 |
| 大阪市立　大淀コミュニティセンター | 大阪市北区本庄東3丁目 |
| 大阪市立　都島区民センター | 大阪市都島区中野町2丁目 |
| 大阪市立　福島区民センター | 大阪市福島区吉野3丁目 |
| 大阪市立　此花区民ホール | 大阪市此花区四貫島1丁目 |
| 大阪市立　中央区民センター | 大阪市中央区久太郎町1丁目 |
| 大阪市立　中央会館 | 大阪市中央区島之内2丁目 |
| 大阪市立　西区民センター | 大阪市西区北堀江4丁目 |
| 大阪市立　港区民センター | 大阪市港区磯路1丁目 |
| 大阪市立　港近隣センター | 大阪市港区八幡屋1丁目 |
| 大阪市立　大正区民ホール | 大阪市大正区千島2丁目 |
| 大阪市立　大正会館 | 大阪市大正区千島2丁目 |
| 大阪市立　天王寺区民センター | 大阪市天王寺区生玉寺町 |
| 大阪市立　浪速区民センター | 大阪市浪速区稲荷2丁目 |
| 大阪市立　西淀川区民ホール | 大阪市西淀川区御幣島3丁目 |
| 大阪市立　西淀川区民会館 | 大阪市西淀川区大和田2丁目 |
| 大阪市立　淀川区民センター | 大阪市淀川区野中南2丁目 |
| 大阪市立　東淀川区民ホール | 大阪市東淀川区豊新2丁目 |
| 大阪市立　東淀川区民会館 | 大阪市東淀川区東淡路1丁目 |
| 大阪市立　東成区民センター | 大阪市東成区大今里西3丁目 |
| 大阪市立　生野区民センター | 大阪市生野区勝山北3丁目 |
| 大阪市立　旭区民センター | 大阪市旭区中宮1丁目 |
| 大阪市立　城東区民センター | 大阪市城東区中央3丁目 |
| 大阪市立　鶴見区民センター | 大阪市鶴見区横堤5丁目 |
| 大阪市立　阿倍野区民センター | 大阪市阿倍野区阿倍野筋4丁目 |
| 大阪市立　住之江区民ホール | 大阪市住之江区御崎3丁目 |
| 大阪市立　住之江会館 | 大阪市住之江区南加賀屋3丁目 |
| 大阪市立　住吉区民センター | 大阪市住吉区南住吉3丁目 |
| 大阪市立　東住吉区民ホール | 大阪市東住吉区東田辺1丁目 |
| 大阪市立　東住吉会館 | 大阪市東住吉区東田辺2丁目 |
| 大阪市立　平野区民センター | 大阪市平野区長吉出戸5丁目 |
| 大阪市立　平野区民ホール | 大阪市平野区平野南1丁目 |
| 大阪市立　西成区民センター | 大阪市西成区岸里1丁目 |

別表第２（第４条関係）

|  |
| --- |
| 大阪市立北区民センター |
| 大阪市立大淀コミュニティセンター |
| 大阪市立都島区民センター |
| 大阪市立福島区民センター |
| 大阪市立此花区民ホール |
| 大阪市立中央区民センター |
| 大阪市立中央会館 |
| 大阪市立西区民センター |
| 大阪市立港区民センター |
| 大阪市立港近隣センター |
| 大阪市立大正会館 |
| 大阪市立天王寺区民センター |
| 大阪市立浪速区民センター |
| 大阪市立西淀川区民ホール |
| 大阪市立西淀川区民会館 |
| 大阪市立淀川区民センター |
| 大阪市立東淀川区民会館 |
| 大阪市立東成区民センター |
| 大阪市立生野区民センター |
| 大阪市立旭区民センター |
| 大阪市立城東区民センター |
| 大阪市立鶴見区民センター |
| 大阪市立阿倍野区民センター |
| 大阪市立住之江会館 |
| 大阪市立住吉区民センター |
| 大阪市立東住吉会館 |
| 大阪市立平野区民センター |
| 大阪市立平野区民ホール |
| 大阪市立西成区民センター |

別表第３（第10条の３関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設 | 種別 | 利用料金 | | | | | | | | | | | | |
| 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合 | | | | | | 入場料その他これに類する料金を徴収する場合 | | | | | | 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における使用 |
| 午前 | 午後 | 夜間 | 午前午後 | 午後夜間 | 全日 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前午後 | 午後夜間 | 全日 |
| ホール | A | 12,200円  （13,100円） | 16,300円  （17,500円） | 16,300円  （17,500円） | 24,100円  （26,300円） | 27,300円  （29,800円） | 38,500円  （42,100円） | 18,300円  （19,700円） | 24,500円  （26,300円） | 24,500円  （26,300円） | 36,200円  （39,500円） | 41,000円  （44,700円） | 57,800円  （63,200円） | 左記の2割増しとする。 |
| B | 11,000円  （15,000円） | 14,600円  （20,000円） | 14,600円  （20,000円） | 21,800円  （29,400円） | 24,700円  （33,300円） | 34,900円  （47,000円） | 16,500円  （22,500円） | 21,900円  （30,000円） | 21,900円  （30,000円） | 32,700円  （44,100円） | 37,100円  （50,000円） | 52,400円  （70,500円） |
| 講堂 | A | 3,400円 | 4,600円 | 4,600円 | 6,500円 | 7,400円 | 10,400円 | 5,100円 | 6,900円 | 6,900円 | 9,800円 | 11,100円 | 15,600円 |
| B | 2,700円 | 3,600円 | 3,600円 | 5,600円 | 6,300円 | 8,900円 | 4,100円 | 5,400円 | 5,400円 | 8,400円 | 9,500円 | 13,400円 |
| C | 2,200円 | 3,000円 | 3,000円 | 4,800円 | 5,500円 | 7,700円 | 3,300円 | 4,500円 | 4,500円 | 7,200円 | 8,300円 | 11,600円 |
| 集会室（洋・和室） | A | 2,700円 | 3,600円 | 3,600円 | 5,600円 | 6,300円 | 8,900円 | 4,100円 | 5,400円 | 5,400円 | 8,400円 | 9,500円 | 13,400円 |
| B | 2,200円 | 3,000円 | 3,000円 | 4,800円 | 5,500円 | 7,700円 | 3,300円 | 4,500円 | 4,500円 | 7,200円 | 8,300円 | 11,600円 |
| C | 1,300円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,400円 | 2,800円 | 3,900円 | 2,000円 | 2,700円 | 2,700円 | 3,600円 | 4,200円 | 5,900円 |
| D | 1,000円 | 1,300円 | 1,300円 | 1,500円 | 1,700円 | 2,400円 | 1,500円 | 2,000円 | 2,000円 | 2,300円 | 2,600円 | 3,600円 |
| E | 700円 | 900円 | 900円 | 1,100円 | 1,200円 | 1,700円 | 1,100円 | 1,400円 | 1,400円 | 1,700円 | 1,800円 | 2,600円 |
| 控室 | A | 2,300円 | 3,100円 | 3,100円 | 4,400円 | 5,000円 | 7,100円 | 3,500円 | 4,700円 | 4,700円 | 6,600円 | 7,500円 | 10,700円 |
| B | 1,900円 | 2,600円 | 2,600円 | 3,700円 | 4,200円 | 5,900円 | 2,900円 | 3,900円 | 3,900円 | 5,600円 | 6,300円 | 8,900円 |
| C | 1,500円 | 2,000円 | 2,000円 | 2,900円 | 3,300円 | 4,600円 | 2,300円 | 3,000円 | 3,000円 | 4,400円 | 5,000円 | 6,900円 |
| D | 1,100円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 | 2,300円 | 3,300円 | 1,700円 | 2,100円 | 2,100円 | 3,200円 | 3,500円 | 5,000円 |
| E | 600円 | 800円 | 800円 | 1,200円 | 1,300円 | 1,900円 | 900円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 | 2,000円 | 2,900円 |
| スタジオ | A | 2,500円 | 3,300円 | 3,300円 | 4,800円 | 5,400円 | 7,600円 | 3,800円 | 5,000円 | 5,000円 | 7,200円 | 8,100円 | 11,400円 |
| B | 1,800円 | 2,400円 | 2,400円 | 3,400円 | 3,800円 | 5,400円 | 2,700円 | 3,600円 | 3,600円 | 5,100円 | 5,700円 | 8,100円 |
| C | 1,100円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,100円 | 2,300円 | 3,300円 | 1,700円 | 2,100円 | 2,100円 | 3,200円 | 3,500円 | 5,000円 |
| 調理実習室 | A | 3,300円 | 4,500円 | 4,500円 | 6,300円 | 7,200円 | 10,100円 | 5,000円 | 6,800円 | 6,800円 | 9,500円 | 10,800円 | 15,200円 |
| B | 2,600円 | 3,400円 | 3,400円 | 4,900円 | 5,500円 | 7,800円 | 3,900円 | 5,100円 | 5,100円 | 7,400円 | 8,300円 | 11,700円 |
| アトリエ兼工作室 |  | 2,100円 | 2,800円 | 2,800円 | 4,000円 | 4,500円 | 6,400円 | 3,200円 | 4,200円 | 4,200円 | 6,000円 | 6,800円 | 9,600円 |

備考

１　この表において「午前」とは午前９時30分から午後０時30分まで、「午後」とは午後１時から午後５時まで、「夜間」とは午後５時30分から午後９時30分まで、「午前午後」とは午前９時30分から午後５時まで、「午後夜間」とは午後１時から午後９時30分まで、「全日」とは午前９時30分から午後９時30分までをいう。

２　ホールに係る利用料金の上限額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　移動式観覧席又は床昇降装置を使用しない場合　この表の利用料金の欄に記載されている金額のうち上段に記載されている金額

(2)　移動式観覧席又は床昇降装置を使用する場合　この表の利用料金の欄に記載されている金額のうち下段に記載されている金額

別表第４（第11条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設 | 使用料 | | | | | | | | | | | | |
| 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合 | | | | | | 入場料その他これに類する料金を徴収する場合 | | | | | | 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日における使用 |
| 午前 | 午後 | 夜間 | 午前  午後 | 午後  夜間 | 全日 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前  午後 | 午後  夜間 | 全日 |  |
| ホール | 11,000円 | 14,600円 | 14,600円 | 21,800円 | 24,700円 | 34,900円 | 16,500円 | 21,900円 | 21,900円 | 32,700円 | 37,100円 | 52,400円 | 左記の2割増しとする。 |

備考　この表における「午前」、「午後」、「夜間」、「午前午後」、「午後夜間」及び「全日」の意義は、別表第３備考第１項に定めるところによる。